一部負担金の割合が変更になる方に新しい被保険者証を送付します

医療機関にかかるときの一部負担金の割合（1 割または 3 割）は、8 月から同一世帯の被保険者の所得や収入で判定します。

本年 8 月 1 日から来年 7 月 31 日までの一部負担金の割合は、平成 19 年中の所得や収入で判定し、下記の①②に該当する方に新しい被保険者証を 7 月下旬に送付しますので、8 月 1 日から新しい被保険者証を医療機関の窓口に提示してください。

新しい被保険者証が送付される方

①一部負担金の割合が変更になる方

②現在、被保険者証の一部負担金の割合欄に『3 割 ただし平成 20 年 7 月 31 日までは、自己負担限度額「一般」適用』の記載がある方

※これらに該当しない方は、引き続き、今までお持ちの被保険者証で受診できます。

※古い被保険者証は、お手数ですが市役所市民課または各地域局にお返しください。

医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額

区分		一部負担金の割合	自己負担限度額（月額） 個人単位（外来）	自己負担限度額（月額） 世帯単位（入院含む）	入院時の食事代の標準負担額（1 食当たり）	該当条件	
現役並み所得者		3 割	44, 400 円	80, 100 円＋（医療費－ 267, 000 円）×1% 注 1	260 円	同一世帯に住民税課税所得 145 万円以上の被保険者がいる世帯の方 ただし、住民税課税所得 145 万円以上でも収入が次の金額に満たない方は、市役所市民課に申請することにより「一般」の区分となります。 ※対象となる可能性がある方には申請書を送付しています。 ○同一世帯に被保険者が 1 人の場合＝収入…383 万円 ○同一世帯に被保険者が複数いる場合＝被保険者全員の収入合計…520 万円	
一般		1 割	12, 000 円	44, 400 円		「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の方	
低所得者	Ⅱ		8, 000 円	24, 600 円	210 円 注 2	世帯員全員が住民税非課税	「低所得Ⅰ」以外の方
	Ⅰ			15, 000 円	100 円		○各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる方 ○老齢福祉年金の受給者

注 1　過去 12 カ月以内にすでに 3 回以上高額療養費が支給されている場合、4 回目からの額は 44, 400 円です。

注 2　過去 12 カ月の入院日数が 90 日を超える場合、91 日目からの額は 160 円です。（申請が必要）

※制度改正に伴う経過措置が適用される場合がありますので、詳しくは、市役所市民課にお問い合わせください。

【お問い合わせ】　市役所市民課（☎ 662－3165）
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎ 078－326－2612）